

評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人同胞互助会の定款第 8 条、第 10 条第 2 項、第 10 条第 3 項、及び第 21 条に基づく評議員、役員報酬等の基準、額及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において評議員とは、定款第 5 条による者をいい、役員とは、定款第 15 条による理事及び監事をいう。

(理事及び評議員の報酬)

- 第 3 条 理事が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。
- 2 理事が、法人経営に関し、定款細則第 36 条で定める法人経営会議等に出席し意見を求められた場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。
- なお、本条項は業務執行理事については適用しない。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表 1 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。

(業務の報酬)

- 第 4 条 理事長が、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。
- 2 業務執行理事が、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。

(監事の報酬)

- 第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償額等を支払わないものとする。
- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表 4 により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 5 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬及び費用の支払い方法)

- 第 7 条 本規程の第 3 条から第 6 条の各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

- 第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

- 第 9 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

- 第 10 条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日より適用する
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 7 月 1 日 一部改正

別表 1

名 称 等	報 酬	実 費
理事会出席報酬等	15,473円	なし
評議員会出席報酬等	15,473円	なし

別表 2

名 称 等	報 酬	実 費
会議等出席報酬	会議開催1時間当たり 5,157円	交通費 (1回2,000円)

実費については、自転車、徒歩で出席するものを除く

別表 3

名 称 等	報 酬	実 費
理事長業務報酬	1時間当たり 5,000円 理事長手当 1出勤日10,000円	交通費 (1回2,000円)
業務執行理事業務報酬	1時間当たり 5,000円 月17日、1日7時間勤務 として算定した年俸と する。	交通費 (法人給与規程細則を準 用)

別表 4

名 称 等	報 酬	実 費
監事監査指導報酬等	1時間当たり 5,157円 公認会計士手当 1出勤日10,315円	交通費 (1回2,000円)

別表 5

出張区分	旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
終日	実 費	実 費	$\frac{1}{\text{日あたり}}$ 20,631円	実 費
日帰り	実 費	なし	業務実績 $\frac{1}{\text{時間あたり}}$ 5,157円	実 費